

## 一般社団法人北海道バレーボール協会公認審判員規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第4条第1項第4号の規程に基づき、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）の公認審判員に関する事項について定め、審判員の養成及び育成に資することを目的とする。

### (任務)

第2条 公認審判員は、本会又は各地区を代表するバレーボール協会（以下「地区協会」という。）等が主催、主管及び後援する競技会の審判員の任に当たるものとする。

### (資格)

第3条 公認審判員の資格は、次のとおりとする。

(1) 北海道名誉審判員（以下「名誉審判員」という。）

名誉審判員は、本会の公認審判員であり、かつ審判活動に特に功績があった者とする。

(2) 北海道級公認審判員（以下「道級審判員」という。）

道級審判員は、バレーボール競技規則に精通し、地区協会等の各種競技会等において審判ができる技量を持つ者とする。

### (審査基準)

第4条 名誉審判員又は道級審判員は、地区協会又は道内に組織されたバレーボール連盟（以下「連盟」という。）の代表者から推薦された、次の要件を満たす者とする。

(1) 名誉審判員

- ①公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）のB級公認審判員を退任した者
- ②道級審判員及びJVAのC級公認審判員の経験が通算15年以上の者
- ③審判活動に特に実績のある者

(2) 道級審判員

- ①道協会が公認した地区協会又は連盟の審判講習会に参加している者
- ②地区協会における審判実績を有する者

### (認定及び登録)

第5条 公認審判員の認定及び登録は、本会の審判委員会が行う。

2 登録された道級審判員は、別表に定める登録料を本会に納入しなければならない。

### (任期)

第6条 公認審判員の任期は、次のとおりとする。

(1) 名誉審判員の任期は、終身とする。

(2) 道級審判員の任期は、2年とする。

(義務)

第7条 公認審判員は、審判委員として委嘱を受けた場合は、その任に当たる義務を負うものとする。  
ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

- 2 公認審判員は、公正無私であって、的確な判定と円滑な試合の進行に努めるとともに、常に体験を重ね競技規則を研究し、競技者に信頼される人格の持ち主となるように努めなければならない。
- 3 道級審判員は、任期中に地区協会等の研修会又は競技会に1回以上参加しなければならない。

(更新)

第8条 審判委員会は、道級審判員の任期満了以前に、地区協会から提出された審判実績一覧表をもとに審査し、登録の更新を決定しなければならない。

- 2 更新決定された道級審判員は、別表に定める更新料を本会に納めなければならない。

(その他)

第9条 JVA公認審判員及び国際バレーボール連盟審判員については「JVA公認審判員規程」に準じ取扱うものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。  
(北海道バレーボール協会公認審判員規程の廃止)
- 2 北海道バレーボール協会公認審判員規程は、廃止する。

制定 令和6年9月14日

別表 (第5条及び第8条関係)

資格	登録料	更新料	更新年
国際審判員	なし	2,000円	1年
日本A級審判員	なし	2,000円	1年
日本A級審判員候補	なし	2,000円	1年
日本B級審判員	2,000円	2,000円	1年
日本C級審判員	2,000円	2,000円	2年
北海道級審判員	2,000円	1,000円	2年